

令和6年度第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月5日（月）15時30分～16時00分
2. 開催場所 東金中央コミュニティセンター 2階 講堂
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 2件
議案第3号 青年等就農計画について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 1件
報告第2号 軽微な農地改良の届出について 1件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 3件
5. 出席委員 14名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、
10番市原勉、11番齊藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、
14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 6番篠崎輝武
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和6年度第5回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、14番片岡委員と15番戸田委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、4議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、3件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、2件、議案第3号、青年等就農計画について、議案第4号、農用地利用集積等促進計画についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和6年7月30日、午前9時より、2班の野口委員、平山委員、池田委員、市原委員、子安委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、子安委員より意見発表をお願いします。

12番　番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は大豆谷字谷前の田、526平方メートルです。申請理由は、譲渡人は農業をしておらず又遠方のため管理できないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。7月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長　次に、申請番号2につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10番　番号2について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は菱沼字上野の畑、125平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢であり農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、ネギの作付けを予定しています。7月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と思われます。以上です。

議長　次に、申請番号3につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

5番　番号3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。場所は、菱沼字下沼の2筆、77平方メートルの畑です。作付作目は、さといもを作る予定です。7月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。また、必要な書類も整っていることから、問題ないと思われます。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、北中学校の南西、約300メートルに位置しています。譲渡人は相続により農地を取得したが、松戸市に住んでおり、農地を管理できないため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号2は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、東金求名県営住宅の東、約400メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、ネギです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号3は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、東金九十九里有料道路押堀インターチェンジの南東、約900メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、里芋です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと

の声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願

います。
(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、池田委員より意見発表をお願いしま

7番 す。番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字新地の畑、751平方メートルの農地です。転用の目的は、建売分譲住宅3棟用地です。現状は畑になっているため、埋立て工事はありません。隣接農地への被害防除対策は、周辺には農地は無く、用水路及び排水路へ土砂等流出しない様工事を実施する計画です。また、排水については

、雨水はU字溝へ排水し、汚水は合併浄化槽により処理し、U字溝へ排水する計画で、両総土地改良区の排水同意書が添付されています。申に必要な書類も全て整っておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、野口委員より意見発表をお願いします。

1 番 番号2について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、山田字新田の畑、241平方メートルの農地です。転用の目的は、資材置場です。現在、資材置場が無いので、工事用の山砂及び碎石等の一時置場が必要なためです。転用に伴い整地を行いますが、埋立ては行いません。隣接農地への被害防除対策については、境界部分に土のうを2段積み、土砂の流出を防止する計画です。また、排水については、雨水は敷地内で浸透処理し、資材置場であるため、汚水は発生しません。7月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉県東金特別支援学校の南西、約200メートルに位置しています。転用の目的は、建売分譲住宅3棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉東金有料道路山田インターチェンジの東、約300メートルに位置しています。転用の目的は、資材置場用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、青年等就農計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定によりまして、意見を求めた案件は新規認定1件でございます。別添の青年等就農計画認定申請書をご覧ください。営農予定日は令和7年1月です。小野に会社を設置し、営農を予定している方です。営農類型は露地野菜に取り組みます。技術の向上、設備の導入、耕作面積拡大することで所得増加を目指す計画です。以上、新規認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第14条の4の各要件に該当しております。また山武農業事務所改良普及課が計画書の作成に携わっていることをお伝えします。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

2番 青年等就農計画認定申請書に記載されている導入予定の機械について、「経営発展支援事業」や「青年等就農資金」を活用するとの記載があるが、補助はどのくらいもらうことができるのか。

農政課 補助金の制度は「経営発展支援事業」であり、事業費、500万円を上限、に対し4分の3の補助をもらうことができます。本件の場合は新規就農者4名での法人となりますので、上限額として1,500万円をもらうことができます。

議 長 他には、ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第3号、青年等就農計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画について審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。
議案書は7ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画案をお願いいたします。農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権設定で、小野の農地所有適格法人への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件に該当しております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、農用地利用集積等促進計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成多数により原案どおり可決されました。
次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。6月26日から7月25日までに受付した案件は1件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の9ページをお願いいたします。

報告第2号「軽微な農地改良の届出について」です。田から畑への転換に伴い提出されたものです。

議案書の10ページをお願いします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。3件の照会があり、現地調査を7月10日及び24日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和6年8月5日